

本校の食物アレルギーのある児童への対応とアナフィラキシーの対応

本校の食物アレルギーの対応

- 1, 食物アレルギーのある児童の把握
 - ・保健調査票（4月）
 - ・新入学児童保護者会（2月）で保護者面談
 - ・その他（保護者との面談・家庭訪問など）
- 2, 学校給食センターとの連携
 - ・食物アレルギーのある児童とその食品名を、学校給食センターに報告する。
 - ・該当児童保護者に、「毎食の食材名記載の献立表」と「冷加工食品配合成分表」が必要かどうか要望を聞き、必要家庭に配付している。
平成 24 年度 献立表…4名 冷加工食品…3名
- 3, 担任、学年、クラス内への周知徹底
 - ・給食便りを活用
 - ・個人の連絡ノートでチェック
 - ・本人も自覚「これを食べてはいけない」
 - ・学級の児童の理解と協力「今日の〇〇は、△さんに配ってはいけない」
 - ・おまわりの時間帯に留意する
 - *給食は年齢にあった分量のため、原則として「おかわり」はない。
 - しかし、実際は「おかわり」ができるときがあるので、注意する。

アナフィラキシーとは：急性・全身性過敏性アレルギー反応の1つ
生死に関わる反応を起こすこと（アナフィラキシーショック）

原因：食物、薬物、動物・植物・虫などの毒、金属、日光、（その他運動による症状の誘発）

症状：細動脈の血管拡張（赤く腫れる・じんましん・異常なむくみ・流涙）
肺の細気管支の収縮（呼吸困難） 気管支けいれん（激しい咳）
胃腸症状（腹痛・さしこみ・嘔吐・下痢）
ショック状態（顔面蒼白・血圧低下・意識こんだく）

対応：即座に119番通報

医療機関受診（ピネフリン・抗ヒスタミン・ステロイドほか）

*学校で給食時に、アレルギーのある食物を間違えて食べてしまったときは、

119番通報・安静（保健室に移送）・保護者連絡